

記載例

農業用施設の設置(建設)には届出が必要です。

- ・利用できる農地面積は 200 m²未満です。
- ・設置する施設の床面積の合計又は築造面積が 90 m²以下です。(農振農用地に限る)
- ・農業用目的以外の物品等を置くことはできません。
- ・建築確認申請は原則として別途必要になります。(峡東建設事務所)

令和 年 月 日

①付近の見取図

*住宅地図でも可。

届 出 書

甲州市農業委員会

会長 雨宮 昭一 殿

申請者

住 所 甲州市塩山上於曾1040

氏 名 甲 州 太 郎 印

電 話 0 5 5 3 (3 2) 2 1 1 1

②施設の配置図

*公図等へ建物の位置を記入でも可。

*1筆の面積が200m²以上の場合は、公図等へ200m²以内の範囲を指定。

農業用施設として 農業用資材置場及び農業用機械倉庫 を下記農用地に設置したいので届出いたします。

記

③施設(建物)の平面図等

*設計図面等があれば代用可能。

1. 土地の所在 甲州市塩山下於曾
2. 地 番 100-1
3. 地 目 畑
4. 地 籍 500m²のうち190m²(敷地は、最大200m²未満)
5. 施設の名称 農業用資材置場及び農業用機械倉庫
及び面積 80m²(建物の延床面積は、最大90m²まで)
6. 添付書類 ア. 右の①～③に掲げる書類(別添でも可能)
イ. その他()